

## 第12号議案

### 令和8年度京都府電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度京都府電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	33,500,000キロワット時
(2) 供給電力料金	476,717,000円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 電気事業収益	482,964千円
第1項 営業収益	476,717千円
第2項 財務収益	1,024千円
第3項 事業外収益	5,223千円
支 出	
第1款 電気事業費用	422,922千円
第1項 営業費用	401,055千円
第2項 財務費用	7,158千円
第3項 事業外費用	13,708千円

第4項 特別損失 1千円

第5項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 229,574千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 15,181千円及び過年度分損益勘定留保資金 214,393千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 1千円

第1項 固定資産売却代金 1千円

支 出

第1款 資本的支出 229,575千円

第1項 建設改良費 167,000千円

第2項 企業債償還金 61,575千円

第3項 予備費 1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水力発電費	令和8年度から令和9年度まで	35,000 千円
令和8年度水力発電施設整備費	令和8年度から令和9年度まで	40,000
たな卸資産購入限度額	令和8年度から令和9年度まで	20,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び事業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 121,133千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和8年2月4日提出

京都府知事 西脇 隆俊